

【台風接近時の登校について】

1 臨時休業（休校）について

暴風（特別）警報等が石垣島地域に発令されたときは、臨時休業（休校）とする。（登校時にテレビ、ラジオ、気象庁HP等で確認すること）

2 授業再開について

暴風（特別）警報等が解除になれば、授業を再開する。ただし、以下の要件に注意すること。

- (1) 暴風（特別）警報等の解除が、**午後3時前**の場合は、通常通り登校する。
*ただし、給食は準備が出来ないことがありますので各自軽食等を準備してください。
- (2) 暴風（特別）警報等の解除が、**午後3時以降**に行われた場合、引き続き休校とする。

3 通学時の安全確保と遅刻・欠席の取り扱いについて

原則として、授業再開時間に間に合わなかった生徒は遅刻、再開された授業を受けなかった生徒は欠席とする。ただし、授業が再開された場合でも通学区内の状況、例えば河川の氾濫、道路冠水、土砂崩れ等、によって登校が困難な場合は、安全を最優先とし弾力的に対応する。また、路線バスの運行状況（バスの本数が少ない等）による遅刻等も個別に考慮する。

※登校前にテレビ・ラジオ・気象庁HP等で各自、情報を確認して下さい。また外出を控え、自学等に努めて下さい。

■海や川には絶対に近寄らないこと。

